

水源環境保全・再生市民事業支援補助金選考会の設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第9条第4項に基づき、水源環境保全・再生市民事業支援補助金選考会(以下「選考会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 選考会は、県が別に定める水源環境保全・再生市民事業支援補助金の選考方法及び選考基準に基づき、交付要綱第8条の規定により申請された事業の選考を行い、選考結果を知事に報告する。

(選考会委員)

第3条 選考会は、水源環境保全・再生かながわ県民会議市民事業専門委員会(以下「専門委員会」という。)委員をもって構成する。但し、県内で補助対象事業と同様の活動を行うNPO団体等に属する委員は除く。

(委員長及び副委員長)

第4条 選考会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は専門委員会委員長をもって充て、副委員長は専門委員会副委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 選考会は、知事が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選考会において必要があると認めるときは、委員以外のものに選考会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(選考からの除外)

第6条 選考委員が、交付要綱第8条の規定により交付申請を行った団体と直接関係する場合は、当該団体から申請された事業の選考等には加われない。

(庶務)

第7条 選考会の庶務は、環境農政局水・緑部水源環境保全課が処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、選考会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年5月29日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。